

令和6年度 鳥取県登録販売者試験 実施要領

(令和6年11月13日(水)実施)

とっとり電子申請サービスによる出願の場合	
1	受験申込期間及び時間 令和6年8月2日(金)午前0時から 同年8月16日(金)午後11時59分まで
2	手数料支払い期限 令和6年8月23日(金)午後11時59分まで
書類による出願の場合	
1	受験申込期間及び時間 令和6年8月2日(金)から8月16日(金)までの 午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
2	受験願書の提出先 【鳥取県内在住者】 鳥取市健康こども部鳥取市保健所、鳥取県中部総合事務所倉吉保健所又は鳥取県西部総合事務所米子保健所のうち、住所地を所管する事務所 【鳥取県外在住者】 鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課 ※受験願書を郵送にて提出する場合は、封筒表面に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きの上、簡易書留で各提出先に郵送してください。(8月16日までの消印に限り有効)

鳥 取 県

出願する上での注意事項

- ◆令和6年度鳥取県登録販売者試験は、「とっとり電子申請サービス」を利用して出願することができます。

「とっとり電子申請サービス」 画面の案内に従って、手続きを進めてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12048



※期限までに支払いが確認できない場合は、自動的にキャンセルとなるので注意すること

- ◆自然災害等の影響により、今後の状況によっては、試験を中止、延期とする可能性もあります。変更等がある場合は、下記の鳥取県ホームページにてお知らせしますので、定期的にご確認ください。特に、願書提出の前及び試験日の前等に最新情報のご確認をお願いします。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/93162.htm>



- ◆試験会場は、10月25日（金）までに送付する受験票にてお知らせします。
(希望・変更はできませんので、ご了承ください。)

◆試験当日の注意事項

- ・試験当日に、風邪の症状（発熱、咳など）、倦怠感（強いだるさ）、呼吸困難（息苦しい）といった症状を感じる方は、受験をお控えください。
- ・試験会場では、窓・扉の開放等により換気を行うことがありますので、温度調節のしやすい服装でご来場ください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 試験の日時、会場等

(1) 試験の日時・試験内容等

試験日：令和6年11月13日（水）

試験時間	試験項目	出題数	試験方法
午前10時 ～12時 (120分)	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問	多肢選択方式 (マークシート方式)
	人体の働きと医薬品	20問	
	薬事に関する法規と制度	20問	
午後1時30分 ～3時30分 (120分)	主な医薬品とその作用	40問	
	医薬品の適正使用と安全対策	20問	

<注意事項>

- ① 試験に際しての説明があるため、**午前9時45分までに試験会場に入室して着席していること。**
(試験会場は午前9時から開場)
- ② 試験当日必要な持ち物
受験票、筆記用具（黒鉛筆又はシャープペンシル（HBより濃いもの））、消しゴム、時計（携帯電話等の通信機能のある時計は不可）。
※昼食については試験会場の周辺の飲食店等は混雑が予想されるため、利用を御遠慮ください。

(2) 試験会場

鳥取市内

※**試験会場は受験票で指定しますので、届いた受験票を必ず確認し、指定された会場で受験してください。受験票で指定した会場と異なる会場では受験できません。**なお、会場の変更希望には応じられませんので、予めご了承ください。

<注意事項>

- ① 試験会場の駐車スペースには限りがあるため、原則として公共交通機関を利用すること。
- ② 自然災害等の影響により、試験の中止、延期、変更等を行う際は、医療・保険課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/93162.htm>) にて通知するので、定期的を確認すること。(出願者への個別の連絡は行いませんので御了承ください。)

2 受験申込に係る事項

下記のいずれかの方法により出願を行うこと。

(1) とっとり電子申請サービスにより申込み場合

1 受験申込期間及び時間 令和6年8月2日（金）午前0時 から 同年8月16日（金）午後11時59分 まで	2 手数料支払い期限 令和6年8月23日（金）午後11時59分 まで
「とっとり電子申請サービス」 画面の案内に従って、手続きを進めてください。 https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12048 ※期限までに支払いが確認できない場合は、自動的にキャンセルとなるので注意すること	



(2) 書面により申込む場合

①受験申込期間及び時間

令和6年8月2日(金)から同年8月16日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送の場合は、令和6年8月16日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。

②提出書類

アの様式は、③提出先において配布するとともに、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページに掲載している。

提出書類の漏れ等の不備がある場合は、受験できないことがあるため、必ず、記入内容、必要な書類をよく確認の上、提出すること。

提出書類等	注意事項
ア 受験願書	<ul style="list-style-type: none">・別に配布する記入例を参照の上、漏れがないように、黒のボールペンを用いて記入すること(消せるボールペン等は使用しないこと)。・氏名、生年月日及び本籍地都道府県については、戸籍等のおり正確に記入すること。・受験願書に記入された住所に受験票を送付するので、住所は現住所を記入し、郵便番号、アパート名、室番号等を正確に記入すること。
イ 写真	<ul style="list-style-type: none">・出願前6か月以内に無帽で正面から上半身を撮影したのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。・縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものであること。・受験願書に貼付けないこと。
ウ 受験手数料	<ul style="list-style-type: none">・手数料を納付した際に発行される<u>レシートの「控1」を受験願書の裏面に貼り付けて提出</u>すること。・鳥取県外に在住の方で下記の【手数料納付窓口】での手数料の納付が難しい場合は、医療・保険課にご相談ください。 ※鳥取県外に在住の方は、可能な限りとっとり電子申請サービスにより申込みいただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

受験手数料の納付 **※「書面により申込む場合」のみ、この方法により受験手数料を支払うこと。**

下記のいずれかの納付窓口で、**バーコード付き受験願書を持参して**手数料(14,300円)を納付する(バーコードがないと納付手続きができません)。納付後に発行されるレシートの「控1」を願書の裏面に貼り付けて提出すること。なお、納付された受験手数料は返還しない。

【手数料納付窓口】

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店(株式会社戸信)	鳥取市東町一丁目220番地
中部総合事務所 2号館1階 倉吉食品衛生協会	倉吉市東巖城町2
西部総合事務所 2号館1階 米子食品衛生協会	米子市鞆町一丁目160

③願書の提出先・問合せ先

【鳥取県内在住者】住所地を所管する、下記のいずれかの事務所。

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所 保健医療課	〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4	電話：0857-30-8531 FAX：0857-20-3962
鳥取県中部総合事務所倉吉保健所 医薬・感染症対策課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	電話：0858-23-3144 FAX：0858-23-4803
鳥取県西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課	〒683-0054 米子市鞆町1丁目160	電話：0859-31-9316 FAX：0859-34-1392

【鳥取県外在住者】

鳥取県福祉保健部健康医療局 医療・保険課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	電話：0857-26-7226 FAX：0857-26-8168
-------------------------	--------------------------	-------------------------------------

※郵送にて提出する場合は、封筒表面に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きの上、簡易書留

とすること。

3 試験に係る事項等

(1) 受験資格

不問

(2) 受験票の送付

受験票については、令和6年10月25日（金）までに、受験願書に記載されている住所へ出願者本人あてに送付する。（この日を過ぎても届かない場合は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課へ連絡すること。）

(3) 合否基準

合計点が満点の7割以上を合格点とする。ただし、1項目でも得点が4割未満であれば不合格とする。

(4) 合格者の発表等

ア 合格者の受験番号を令和6年12月20日（金）午前10時に鳥取県庁、鳥取県中部総合事務所倉吉保健所及び鳥取県西部総合事務所米子保健所に掲示するとともに鳥取県ホームページに掲載する。また、合格者には合格証明書を交付する。

※電話による合否の問合せには一切お答えできません

イ 試験結果の開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例により、下記の指定された窓口で開示を請求することができます。

試験の得点の開示を受けようとする場合は、受験者本人が受験票又は運転免許証等本人であることを確認できるものを持参の上、窓口にてその旨を申し出ること。

※電話による試験結果の問合せには一切お答えできません

窓口	・鳥取県福祉保健部健康医療局 医療・保険課 ・鳥取県中部総合事務所倉吉保健所 医薬・感染症対策課 ・鳥取県西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課
開示期間	合格発表の日から令和7年1月20日（月）までの（土日及び祝日を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで（12月20日は午前10時から）
開示する内容	項目別得点及び総合得点

(5) 合格の取消し等

受験申込みに当たって虚偽又は不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合は、登録販売者試験の受験は無効とする。

また、合格証明書の発送後、これらのことが判明した場合は、合格を取り消す。

(6) 受験に際しての特別な配慮等

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が、受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。